破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１１号
宮城県大崎市田尻小塩字渋取23番地
債務者　下斗米恭子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
　　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
群馬県桐生市本町２丁目３番22号
債務者　髙松　雪江
1　決定年月日時　平成28年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
　　前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第３４号
金沢市若宮町ホ６番地　ＣＯＬＯＲＥＲ105号、従前の住所横浜市港北区新横浜３丁目１番地２
債務者　五十嵐美千代（旧姓石山）
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
　　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４６号
金沢市八田町東202番地
債務者　中村　美香
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
　　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６９号
石川県河北郡内灘町字大清台150番地
債務者　田賀　　実
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
　　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８２号
石川県白山市村井東１丁目８番地３　市営村井住宅Ｅ号棟106号室、従前の住所石川県白山市中成２丁目46番地
債務者　浅江眞佐子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
　　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４号
石川県加賀市山中温泉加美谷台１丁目47番地
債務者　嘉野　徳則
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
　　金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第５０号
長野県松本市梓川倭628番地11
債務者　宮坂　正**廣**
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
　　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第５５号
長野県松本市大字里山辺1413番地　レオパレスピアーナ110号
債務者　森戸　優治
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
　　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１７号
長野県岡谷市神明町１丁目４番８号　ロワール神明102号、前住所長野県岡谷市加茂町２丁目13番11号
債務者　小泉眞智子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
　　長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第１６号
長野県飯田市松尾水城3468番地２
債務者　平栗　義誠
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
　　長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第１７号
長野県下伊那郡高森町出原101番地の１
債務者　鎌倉　幸子（旧姓唐見）
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
　　長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第１３８号
名古屋市港区宝神２丁目908番地の２　宝勝ハイツ203号
債務者　大石いず子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５８号
名古屋市西区中小田井４丁目140番地　アネックス佐々２Ａ号
債務者　日比　　健
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１５号
名古屋市西区菊井１丁目１番３号　ツルミビル607号
債務者　後藤　　均
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０号
三重県伊賀市八幡町６番地の１
債務者　山中　清美
1　決定年月日時　平成28年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
　　津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第７０号
兵庫県西宮市下大市西町７番14号
債務者　佐田真樹子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係